

燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年燕市条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 1 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

令和3年11月17日 議 決 原案可決

燕市議会議長 大原 伊一

燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

(燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年燕市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第28条中「給与条例第20条の2」を「給与条例第20条」に改める。

第2条 燕市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。